

(1) 審査案件一覧

【幼保連携型認定こども園】

番号	区	施設名(仮称)	整備予定地	設置者	利用定員					備考	ページ
					3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	2号 (3～5歳)	1号 (3～5歳)	合計		
1	南区	認定こども園藻岩そらいろ保育園	南30条西8丁目	社福) 幌北学園	5	34	51	9	99	・既存保育所を廃止し、当該保育所の設備を使用(改修工事等の施設整備は行わない。) ・園庭面積について移行特例を適用	4
2	西区	認定こども園平和あすみ保育園	平和2条4丁目	社福) 緑伸会	5	34	51	9	99	・既存保育所を廃止し、当該保育所の設備を使用(改修工事等の施設整備は行わない。)	4

※2・3号利用定員については、全て現行の保育所の利用定員と同様に設定し、新たに1号利用定員を設定するため、1号利用定員分の定員増となる。

【保育所型認定こども園】

番号	区	施設名(仮称)	整備予定地	設置者	利用定員					備考	ページ
					3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	2号 (3～5歳)	1号 (3～5歳)	合計		
1	中央区	救世軍桑園保育所	北5条西14丁目	社福) 救世軍社会事業団	9	30	51	9	99	・当該保育所の設備を使用(改修工事等の施設整備は行わない。) ・園庭面積について移行特例を適用	5
2	中央区	認定こども園愛育保育園	南7条西18丁目	社福) 北海道助産婦福祉会	9	30	51	9	99	・当該保育所の設備を使用(改修工事等の施設整備は行わない。) ・屋外遊戯場は公園(代替園庭)	5
3	中央区	認定こども園山鼻保育園	南12条西8丁目	社福) 蜂友会	9	30	51	6	96	・当該保育所の設備を使用(改修工事等の施設整備は行わない。) ・園庭面積について移行特例を適用	6
4	中央区	認定こども園啓明ともいき保育園	南14条西18丁目	社福) 札幌慈啓会	9	31	50	9	99	・当該保育所の設備を使用(改修工事等の施設整備は行わない。) ・園庭面積について移行特例を適用	6
5	中央区	宮の森ライラックこども園	宮の森3条3丁目	社福) キッズランド・リラ	3	22	35	6	66	・当該保育所の設備を使用(改修工事等の施設整備は行わない。) ・屋外遊戯場は公園(代替園庭)	7
6	北区	新陽こども園	北26条西15丁目	社福) 楽城会	2	14	24	3	43	・当該保育所の設備を使用(改修工事等の施設整備は行わない。) ・屋外遊戯場は公園(代替園庭)	7
7	北区	札幌北はぐはぐ認定こども園	北29条西10丁目	株) バンブーぴあ	2	14	24	4	44	・当該保育所の設備を使用(改修工事等の施設整備は行わない。) ・屋外遊戯場は公園(代替園庭)	8

番号	区	施設名（仮称）	整備予定地	設置者	利用定員					備考	ページ
					3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	2号 (3～5歳)	1号 (3～5歳)	合計		
8	北区	屯田南こども園	屯田1条1丁目	社福) 楽城会	2	14	24	3	43	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	8
9	北区	屯田保育園	屯田5条6丁目	社福) 真成福祉会	10	36	54	10	110	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	9
10	北区	認定こども園おーるまいてい屯田園	屯田6条10丁目	特非) おーるまいてい	2	14	24	4	44	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	9
11	東区	認定こども園こころの里保育園	北19条東6丁目	社福) 慈光園	5	18	27	5	55	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園舎面積について移行特例を適用	10
12	東区	認定こども園かりき保育園	東雁来13条2丁目	社福) イケソー福祉会	9	26	55	9	99	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	10
13	東区	まことさつなえこども園	東苗穂15条1丁目	社福) まこと鳴滝会	2	14	24	4	44	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	11
14	東区	まことさっぽろこども園	本町2条2丁目	社福) まこと鳴滝会	3	17	30	5	55	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	11
15	白石区	認定こども園大谷地たかだ保育園	栄通19丁目	社福) 高田福祉事業団	20	50	90	15	175	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	12
16	厚別区	認定こども園青葉興正こども園	青葉町2丁目	社福) 常徳会	12	50	78	14	154	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	12
17	豊平区	認定こども園札幌愛隣館	豊平4条3丁目	社福) 札幌愛隣館	15	54	96	9	174	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	13
18	清田区	認定こども園札幌あさひ保育園	美しが丘3条2丁目	社福) 札幌盈友福祉会	10	36	54	10	110	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	13
19	清田区	認定こども園札幌真栄東保育園	真栄5条5丁目	社福) 札幌盈友福祉会	5	18	27	5	55	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園舎面積、園庭面積について移行特例を適用	14
20	清田区	認定こども園札幌南清田保育園	清田5条2丁目	社福) 札幌盈友福祉会	5	20	35	6	66	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・園庭面積について移行特例を適用	14

番号	区	施設名（仮称）	整備予定地	設置者	利用定員					備考	ページ
					3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	2号 (3～5歳)	1号 (3～5歳)	合計		
21	南区	認定こども園まこまないみどり まち保育園	真駒内緑町3丁目	社福) 札幌全育会	12	48	90	15	165	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。）	15
22	西区	認定こども園山の手あすみ保育園	山の手2条4丁目	社福) 緑伸会	5	34	51	9	99	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	15
23	手稲区	認定こども園新発寒みつばち保育園	新発寒4条1丁目	同) SANSUI	2	14	24	3	43	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	16
24	手稲区	認定こども園手稲みつばち保育園	前田4条13丁目	同) SANSUI	2	14	24	4	44	・当該保育所の設備を使用（改修工事等の施設整備は行わない。） ・屋外遊戯場は公園（代替園庭）	16

※No. 1、2、17以外の施設の2・3号利用定員については、全て現行の保育所の利用定員と同様に設定し、新たに1号利用定員を設定するため、1号利用定員分の定員増となる。